

① 藪の刈払い（鳥獣緩衝帯整備）への支援

野生鳥獣の移動経路や潜み場となる藪や雑木林を刈払い、鳥獣緩衝帯とする取組みに対し補助します。

実施事例（万世地区）



伐採後



補助金
上限額

15万円

補助
対象者

自治会

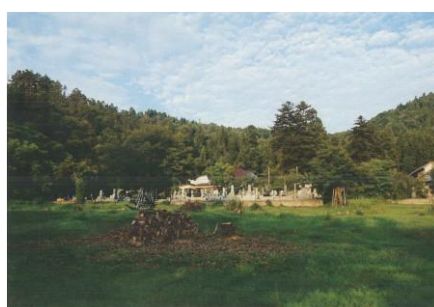
② 不要果樹の伐採支援

野生鳥獣を誘因する不要果樹の伐採する取組みに対し補助します。

実施事例（遠山地区）



伐採後



補助金
上限額

4万円/本

補助
対象者

自治会または個人

※補助対象経費の2/3を補助

○補助対象となる経費

- ・機械等の賃借料、消耗品費、燃料費
- ・作業員への日当
- ・草樹等の処分に係る運搬費
- ・業者への委託料

○補助金交付までの流れ

交付申請書提出（申請者→市）



交付決定（市→申請者）



事業実施（藪の刈払い・伐採）



実績報告書提出（申請者→市）



補助金交付

※交付決定前の伐採は補助対象外となります。



詳細は市HPを
ご覧ください。



提出書類

□申請時

- 交付申請書（様式第1号）
- 実施計画書（様式第2号） ※緩衝帯整備と不要果樹伐採で様式が異なります。
- 位置図
- 同意書 ※申請者自身の土地の場合は不要。
- 見積書（事業費の積算資料）
- 納税証明書
- 緩衝帯維持管理体制に関する書類 ※不要果樹伐採の場合は不要。

□実績報告時

- 実績報告書（様式第3号）
- 収支決算書
- 事業実績書（様式第2号） ※緩衝帯整備と不要果樹伐採で様式が異なります。
- 伐採前と伐採後の写真
- 領収書

Q&A

Q.申請開始はいつからでしょうか。

A.最速で5月中旬からの開始見込みです。例年ですと6月上旬の開始となっております。市HPや広報で周知予定ですが、希望者には申請が開始しましたら個別にご連絡いたします。

Q.予算枠はありますか。

A.はい。先着順での受付となります。

Q.申請前に伐採したものは補助対象となりますか。

A.対象とはなりません。申請後、市で交付決定を受けたものが対象です。

Q.申請回数・伐採本数の制限はありますか。

A.制限はありませんが、市の予算の関係で調整させていただく場合がございます。

Q.複数本伐採する場合、申請書は一つにまとめていいでしょうか。

A.一つの申請で複数本伐採の申請が可能です。自治会として地域住民が実施する伐採を取りまとめて申請することも可能です。同意書は各所有者からもらう必要があります。

Q.いつまでに事業を終了する必要がありますか。

A.緩衝帯整備は令和8年12月31日、不要果樹伐採は令和9年1月31日までの完了が必要です。

Q.藪の刈払い事業の申請対象となる「自治会」とはどのような団体でしょうか。

A.一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（町内会、町会、部落会、区会、区など）です。地区の協議会なども対象となります。

Q.「不要果樹」とはどのようなものでしょうか。

A.最寄りの住家からの水平距離が200m以内の範囲にあり、クマやサル、イノシシなどを誘因するおそれのある、その所有者又は地域の団体等が利用していない柿樹、クリ樹その他の果樹（いずれも耕作放棄地の果樹を除く）です。上述の野生動物がえさとして利用している樹木は対象として問題ありません。

Q.樹木の大きさや太さによって補助金額は変わりますか。

A.樹木の大きさや太さに関わらず、補助金額は一本あたり2/3で補助上限額は4万円です。